

講義3：
日本の無形の文化財の保護制度について

文化庁文化財部主任文化財調査官
菊池 健策
2008年12月12日

1. はじめに
2. 無形の文化財の範囲
3. 文化庁の組織と構成
4. 日本の文化財保護の歴史
5. 文化財保護のシステム

1. はじめに

日本においては演劇、音楽、工芸技術などの無形文化財や、風俗慣習、民俗芸能、民俗技術、また文化財の保存のために必要な技術を指定、選定、選択するなどして保護をはかっている。その保護の制度について概要を紹介する。

2. 無形の文化財の範囲

「文化財保護法」では第2条において文化財について定義されている。無形文化財については第2条第1項2号において「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という)」と記され、民俗文化財については同条第1項3号で「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という)」と記され定義されている。また、第147条には「文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる」と記されている。

以上のように我が国における無形の文化財の範疇には、無形文化財、無形の民俗文化財、そして選定保存技術が含まれているといえる。

3. 文化庁の組織と構成

我が国の文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教法人に関する事務を行う組織として文化庁がおかれ、長官官房と文化部、文化財部の2つの部がおかれている。長官官房には政策課、著作権課、国際課の3つの課、文化部には芸術文化課、国語課、宗務課の3課、文化財部には伝統文化課、美術学芸課、記念物課の3課と参事官がある。

我が国の文化財の保護は文化財部が担当しているが、とりわけ無形の文化財の保護については伝統文化課が担当している。

4. 日本の文化財保護の歴史

文化財保護法第2条第1項2号には「演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高い物(以下「無形文化財」という。)」と無形文化財の定義が記され、同項第3号には「衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)」と民俗文化財の定義が記されている。これによれば民俗文化財には風俗慣習、民俗芸能、民俗技術の3つの分野があり、それぞれに衣食住、生業、信仰、年中行事等の無形の民俗文化財とそれらに用いられる衣服、器具、家屋などの有形の民俗文化財があることとされている。しかしこのような定義は平成16年の文化財保護法改正以来で、それ以前、民俗文化財は風俗慣習と民俗芸能の2つの分野とされていたのである。

昭和25年に制定された当初の文化財保護法では、建造物や絵画、彫刻、工芸品などの有形文化財とともに無形文化財が保護の対象とされることになった。昭和26(1951)年から昭和28(1953)年にかけては、無形文化財のうち特に価値の高いもので国が保護しなければ衰亡するおそれのあるものを選定して、国が資材の斡旋などの助成の措置を講ずることとした、「助成

の措置を講ずべき無形文化財」を選定した。この選定基準をみると、芸能関係として「音楽、舞踊、演劇その他のうち、たとえば雅楽、舞楽、声明、能楽、狂言、人形芝居、歌舞伎、琵琶、尺八、浄瑠璃、地唄、三曲、長唄、端唄、民謡、神楽、郷土芸能、民間伝承・行事等」、工芸技術関係として「漆工、金工、木竹工、染織、陶磁器、建築、その他のうち、たとえば蒔絵、髷飾、象嵌、銅鏡、甲冑、日本刀、装等具、截金、砂子、木画、工具、和紙、版画、唐組、和染、人形、玩具、轆轤、釉薬、上絵付、七宝、規矩術等」があげられている。これを見ると芸能関係の中には郷土芸能や民間伝承・行事が含まれており、現在の無形の民俗文化財にの一部も含まれていたことがわかる。

現在の民俗文化財については第2条第1項第1号に「建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、筆跡、典籍、古文書、民俗資料その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料（以下「有形文化財」という。）」と規定され、当初は民俗資料と呼ばれて有形文化財に含まれ、有形の民俗資料のみが保護の対象とされていた。しかしながら民俗資料の重要文化財指定は一件もなされないままであった。

このような状況のもと昭和29(1954)年に行われた文化財保護法の改正では、衰亡するおそれのないものであっても歴史的、芸術的に価値の高いものは積極的に保護の措置を講ずることとし、重要無形文化財の指定を行い同時にその保持者の認定を行うこととなった。一方で「助成の措置を講ずべき無形文化財」の選定は白紙に返され、その選定基準は廃止された。これ以後ほぼ毎年1度指定・認定が行われ現在に至っている。また、このときの保護法改正では記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度も取り入れられ、記録選択の制度も始まっている。これにともない重要無形文化財の指定基準、記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準には「郷土芸能、民間伝承・行事等」ということばがなくなり、「音楽、舞踊、演劇その他の芸能」と表記されるのみになった。民俗資料については有形文化財から切り離されて民俗資料が独立し、重要民俗資料の指定制度が設けられ、同時に無形の民俗資料について記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料の選択制度が設けられた。その選択基準の一の(九)に「民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの。例えば祭礼行事、競技、童戯等」として民俗芸能が記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料の対象としてあげられている。しかしながら、民俗芸能の記録選択は無形の民俗資料としては昭和50年の文化財保護法改正まで行われることはなく、昭和45年に記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択されたのが最初となった。

その後、昭和50(1975)年の文化財保護法の改正では、民俗資料の名称を民俗文化財と改め、無形の民俗資料についても指定制度を導入することとなった。これをうけ、従来の重要民俗資料は重要有形民俗文化財という名称になり、同時に重要無形民俗文化財の指定制度もスタートした。この改正では風俗慣習と民俗芸能が無形の民俗文化財として位置付けられた。また、このときの改正では有形文化財や無形文化財の保存に欠かすことのできない伝統的な技術である文化財の保存技術も保護の対象とされ、日本産漆の生産技術や漆塗り用の特殊な刷毛を作る技術などが選定保存技術として選定された。この選定保存技術に対しては、技術を保存するための事業に対し助成が行われることになり、無形文化財そのものの保存だけでなくその基盤にあたる技術にまで広く保存の施策が講ぜられるようになったのである。

さらに、平成16年5月28日付けの文化財保護法改正では民俗文化財に新たな分野として民俗技術新が導入され、風俗慣習、民俗芸能とともに3つの分野で構成されることとなった。

5. 文化財保護のシステム

無形の文化財のうち無形文化財については前にも述べたように、重要なものを重要無形文化財に指定することができることになっており、指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者または保持団体(無形文化財を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。)を認定しなければならないことになっている。さらに、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、または公開することができることと規定されている。

無形の民俗文化財については、特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができることになっており、重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち、重要なものについては記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択している。

また、文化財保存技術については、保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者または保存団体(選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体(財団を含み代表者または管理人の定めのあるものをいう))を

認定してその保護を図っている。

現在の指定、選定、選択状況は以下のとおりである。

①重要無形文化財

	各個認定		保持団体等認定	
	指定件数	保持者数	指定件数	保持団体等数
芸能	37	57	11	11
工芸技術	44	59(58)	14	14
合計	81	116(115)	25	25

()内の数は同一人物が2つの技の保持者として認定を受けているため実人数を示す

②重要無形民俗文化財

257件

風俗慣習	100件
民俗芸能	150件
民俗技術(平成17年度から施行)	7件

③記録作成等の措置を講ずべき無形文化財

90件

④記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財

574件

⑤選定保存技術

選定件数	保持者		保存団体	
	件数	人数	件数	団体数
68	48	53	27	28(26)

※保存団体には重複認定があり、()内は実団体件数を示す

これらの指定・選定・選択を進めるにあたっては、まず無形の文化財の調査を行うことが必要である。この調査には調査官が現地に出かけて行う調査や学会等の動向、既存の研究成果を利用して行うものなどがある。無形の民俗文化財の調査を例にとると、文化庁が直営で行う記録作成のための調査や祭り行事調査などの補助事業として実施している調査などがある。これらの成果をうけ文化財としての価値が確認できたものを指定している。

6. 保護施策

指定・選定された無形の文化財の保護のために、国は助成金や補助金を支出しその保護を図っている。指定された無形文化財を保存するため、認定を受けた保持者には自己の技術の錬磨向上及び後継者養成に資するため重要無形文化財保存特別助成金が毎年交付され、保持団体や総合認定保持者の団体には、指定された技の伝承のために行われる事業の内容や規模に応じて補助金が毎年交付されている。

無形の民俗文化財については、記録を作成するための調査事業や重要無形民俗文化財の施設や用具の新調、修理、伝承者養成、現地公開、発表会、映像記録の作成等の事業を行う際に必要に応じて補助金を交付している。この補助金は毎年決まって交付されるものではなく、保護団体等が事業を行う時に必要に応じて交付されるものである。

選定保存技術については、個人認定の保持者には毎年定額が、保存団体の認定を受けた団体にはそれぞれに応じて補助金が毎年交付されている。

無形の民俗文化財を対象とした補助事業を例示すると以下のようなものである。

(1) 民俗文化財調査費国庫補助

ア)趣旨

有形の民俗文化財及びこれに関連する無形の民俗文化財について、その保護に資するための調査に要する経費についての補助

イ)事業者

地方公共団体又は文化庁長官が民俗文化財の調査にあたることを適当と認める者

ウ)対象事業

我が国の民俗文化財のうち、散逸、衰滅、変容の恐れのあるもの、又はかつて広域的に伝承されていたが、急激な社会変化に特定地域に伝承されているもの等、我が国の文化を理解する上で特に重要性が認められるものについての調査事業

(2) 民俗文化財伝承・活用等事業(一部重要有形民俗文化財も可)

ア)趣旨

民俗文化財の伝承・活用等事業のために要する経費についての補助

イ)事業者

地方公共団体又は所有者若しくは保護団体(保存会等)等。Aのeの事業については、指定文化財を所蔵する博物館・資料館及び所在の地方公共団体

ウ)対象事業

A. 重要有形・無形民俗文化財伝承基盤整備事業

a 重要無形民俗文化財の施設の修理・防災事業

b 重要無形民俗文化財の用具の修理・新調事業

c 重要無形民俗文化財の施設・用具の災害復旧事業

d 重要無形民俗文化財の伝承者養成事業

e 重要有形民俗文化財の使用法等の復元・調査事業

f 重要無形民俗文化財、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の現地公開事業

B. 無形民俗文化財伝承事業

a 無形民俗文化財の周知事業

b 無形民俗文化財の伝承教室・講習会・発表会開催事業

C. 無形民俗文化財活用事業

a 文書、写真、採譜資料による記録作成、刊行事業

b 録音、映像等の製作事業

※Aのd及びfの事業は、保護団体(保存会等)が行う事業に対し、地方公共団体がその経費を補助する事業を原則とし、BCの事業は地方公共団体が行う事業を原則とする

文化財保護の体系

文化財の種類	重要なもの	特に価値の高いもの
有形文化財 【建造物】 【美術工芸品】	(指定) 重要文化財	(指定) 国宝
	※ 重要なものを重要文化財に、世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいなき国民の宝たるものを国宝に指定	
	(登録) 【建造物】 【美術工芸品】	登録有形文化財 ※ 保存と活用が特に必要なものを登録
無形文化財 (指定)	重要無形文化財	
【演劇・音楽・工芸技術等】 (選択)	※ 重要なものを重要無形文化財に指定 記録作成等の措置を講ずべき無形の文化財 (特に必要のあるもの)	
	重要無形民俗文化財 ※ 特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定	
民俗文化財 (指定)		
文化財	重要有形民俗文化財 ※ 特に重要なものを重要有形民俗文化財に指定	
	【無形の民俗文化財】 衣食住・生業・信仰・年中行事等に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術 【有形の民俗文化財】 無形の民俗文化財に用いられる衣服・器具・家具等	
	(登録) (選択)	登録有形民俗文化財 ※ 保存と活用が特に必要なものを登録 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 (特に必要のあるもの)
記念物 (指定)	史跡 (指定)	特別史跡
【遺跡】 貝塚・古墳・都城跡・ 旧宅等	※ 重要なものを史跡に、特に重要なものを特別史跡に指定	
【名勝地】 庭園・橋梁・峡谷・海浜 ・山岳等	名勝 (指定)	特別名勝
	※ 重要なものを名勝に、特に重要なものを特別名勝に指定	
【動物・植物・地質鉱物】	天然記念物 (指定)	特別天然記念物
	※ 重要なものを天然記念物に、特に重要なものを特別天然記念物に指定	
	(登録)	登録記念物 ※ 保存と活用が特に必要なものを登録
文化的景観	都道府県又は市町村の申出に基づき選定	重要文化的景観 ※ 特に重要なものを重要文化的景観として選定
	【地域における人々の生活又は生業及び地域の風土により形成された景観地】 棚田・里山・用水路等	
伝統的建造物群	市町村が条例等により決定	市町村の申出に基づき選定 重要伝統的建造物群保存地区

※ 我が国にとって価値が特に高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定
【周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】
宿場町・城下町・農漁村等

文化財の保存技術	(選定)	選定保存技術
----------	------	--------

【文化財の保存に必要な材料・※ 保存の措置を講ずる必要があるものを製作、修理、修復の技術等】
選定保存技術として選定

埋蔵文化財

以上